農地法第3条許可申請に必要な書類

	必要書類	譲受人		
		市内 在住	市外 在住	書類の発行先等
1	3条の規定による許可申請書	1 部	1 部	我孫子市農業委員会
2	土地の登記事項証明書(全部事項 証明書)の原本持参	1 部	1 部	(柏法務局) 原本還付希望の場合、 原本と写しを持参。
3	住民票	1	1 部	(他市町)
4	位置図(住宅地図等)	1 部	1 部	申請地を赤枠で表示
5	公図の写し	1 部	1 部	(柏法務局)
6	農業経営の実態証明 (市内在住の方は耕作状況を申告 されていること)	-	1 部	(住所地の農業委員会)
7	経路図	-	1 部	自宅からの通作経路等 を表示。
8	営農計画書	1 部	1 部	同一世帯内等における 権利の設定、移転の場 合は不要
9	意見書(土地改良区域内の場合)	1 部	1 部	手賀沼土地改良区又は 利根土地改良区。
10	売買・賃貸契約書(案)の写し	1 部	1 部	予定の案で結構です。
11	委任状	1 部	1 部	代理人が申請する場合・一方が申請する場合も相手からの委任状が必要

- ※ 証明書類は、原則として申請前3ヶ月以内のもの。
- ※ 平成 24 年 4 月 1 日から市外在住者も県から権限移譲となり市での許可。
- ※ 申請で窓口に来られる方は、官公署発行の顔写真付きの証明書を持参。